

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告

令和6年第4回大津町議会臨時会会議録

令和6年第4回大津町議会臨時会は町議場に招集された。(第1日)									
令和6年6月27日(木曜日)									
出席議員	1 番	大村 裕一郎	2 番	田代 元 気	3 番	時松 智 弘			
	5 番	大塚 益 雄	6 番	三宮 美 香	7 番	山部 良 二			
	8 番	山本 富二夫	9 番	豊瀬 和 久	10 番	佐藤 真 二			
	11 番	大塚 龍一郎	12 番	坂本 典 光	13 番	永田 和 彦			
	15 番	荒木 俊 彦	16 番	桐原 則 雄					
欠席議員	4 番	面川 秀 貢	14 番	津田 桂 伸					
職務のため出席した事務局職員	局書	長 記	荒木 啓 一	飯塚 彩 菜					
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町	長	金田 英 樹	総務部総務課課長補佐 兼行政係長 兼法制執務係	吉 良 元 子				
	副町	長	工藤 あ ず さ						
	総務部長	藤本 聖 二	総務部財政課長	田 邊 嵩 博					
	住民生活部長	木村 欣 也	教 育 長	吉 良 智 恵 美					
	健康福祉部長	大隈 寿 美 代	教 育 部 長	羽 熊 幸 治					
	産業振興部長	白石 浩 範	教 育 部 次 長	境 敬 一 郎					
	都市整備部長 併任工業用水道課長	西岡 多 津 朗	農業委員会事務局長	梅 田 博 隆					
	総務部総務課長	村山 博 徳							
	総務部財政課長	大塚 昌 憲							
	会計管理課長 兼会計課	中井 雄 一 郎							

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 6 0 号	あけぼの団地 5 号棟改修工事請負契約の締結について
議案第 6 2 号	控訴の提起について
議案第 6 3 号	令和 6 年度大津町一般会計補正予算（第 3 号）について

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 6 年 6 月 2 7 日 (木) 午後 2 時 3 0 分 開会

開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 総務常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 5 議案第 6 2 号 控訴の提起について

日程第 6 議案第 6 3 号 令和 6 年度大津町一般会計補正予算 (第 3 号) について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午後 2 時 3 0 分 開会

開議

○議 長 (桐原則雄) 皆さん、こんにちは。

ただいまから、令和 6 年第 4 回大津町議会臨時会を開会します。

なお、津田桂伸議員及び西川秀貢議員より欠席の届け出がありますので、報告します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長 (桐原則雄) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則
第 1 2 7 条の規定によって、2 番田代元気議員、3 番時松智弘議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議 長 (桐原則雄) 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 (桐原則雄) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄) 日程第 3 諸般の報告をします。

本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程並びに報告内容については、議席及びタブレットに配付のとおりです。

日程第４ 総務常任委員会の審査報告について

○議長（桐原則雄） 日程第４ 前回の定例会にて総務常任委員会に付託し、継続審議となりました議案第６０号、あけぼの団地５号棟改修工事請負契約の締結について総務常任委員会の審査報告を議題とします。委員会審査報告書はタブレットに配布のとおりです。

これから総務常任委員会における審査の経過、並びに結果について委員長の報告を求めます。

荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） ただいまから、総務常任委員会に令和６年６月１３日、定例会最終日におきまして、付託されました継続審議となっておりました案件につきまして、議会議事規則第７７条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第６０号の１件であります。当委員会は６月１８日委員会室４０１において、執行部より説明を求めながら、審議を行いました。審議の経過については、お手元に配布の審議記録のとおりですが、以下課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして、御報告いたします。

議案第６０号、あけぼの団地５号棟改修工事請負契約の締結について。

最初に委員より、投函された月刊誌で指摘されておりました落札業者と担当技術者の縁戚関係の事実確認をしたい。担当技術者のまた公務員歴はどうかとの質疑がありまして、執行部より、親戚関係の公表ということで、議会のほうも審議記録としてそこまで公表すべきか、残すべきかということであるかと思います。大津町情報公開条例に基づきますと、特に配慮すべき事項として個人の氏名、住所、思想、身体に関する情報、家族構成、経歴は、非公開とすべきものということにしております。ただし、当該個人が公務員の場合には、その職、職務の遂行に関する情報、そして、大津町において個人の氏名も公表することとしています。個人情報保護法では、個人が公務員の場合においては、その職、職務遂行の内容までとしています。大津町の場合は、横出しで個人の氏名も公表することで、コンプライアンスをかけているような状況となっております。落札業者と担当技術者の親戚関係の事実確認は、親族ということで認識しております。担当技術者の公務員歴は、平成２３年４月に技師として採用され、都市計画課に配属された後、令和３年４月に教育委員会の施設係長、令和５年５月１日から現在の都市計画課建築係長として、現在に至っていますとの答弁でありました。

委員より、今回の条件付き一般競争入札の公告までの手続きから完成検査までの流れを時系列に説明してもらいたいとの質疑があり、執行部より、設計、見積り、失礼しました。今回の工事については、４月１２日に入札の公告をし、その前段として、財政課で参加資格要件の検討を行い、資格審査会の実施を経て、公告ということになり、その後、２４日がＪＶからの入札参加資格確認書の提出期限、翌２５日に現場説明、資格審査会で参加者の資格を確認しています。入札日前日の５月１５日に、情報提供者のほうから談合情報の提供ということで、来庁があり、総務部長と財政課長で対応しています。提供された情報について、町で調査すべき内容ということで、資格審査会の

委員長である副町長へ報告、同日、3時から臨時の入札参加資格審査会を開催し、この中で、談合情報の内容を審査会に報告し、「入札の延期」、「談合情報処理要綱に基づいた参加業者6者の聞き取りの実施」を決定。その後、県への連絡、処理要綱に基づいた公正取引委員会への通告を行っています。公正取引委員会からは、一連の情報が整理できたら、書面で報告との指示があり、その後、入札の延期の決裁後、業者へ電話で延期の連絡、聞き取りの日程調整を行い、5月16日、17日、20日に6者に対して、処理要綱に基づき、資格審査委員2名と事務局2名で聞き取りを行いました。

聞き取りの結果、談合情報が確認できなかったということで、5月22日に、臨時の資格審査会を開催し、「聞き取り結果の報告」、「入札実施の決定」を行い、翌23日、入札実施の決裁後、業者への連絡、ホームページに入札日時の公告を掲載しました。

5月27日に、参加業者から誓約書の受領した上で、あけぼの団地5号棟改修工事の一般競争入札の実施を行い、翌28日、審査会を開催、「落札者候補者の決定」を行いました。同日、入札結果のホームページへの掲載、落札候補者への連絡を行っています。6月3日に仮契約を行い、一連の流れについて対応結果を書面にて、公正取引委員会に報告しました。6月13日に追加議案として議会上に上程、継続審議ということで、本日の委員会に至っているところだそうですとの答弁でした。

委員より、過去の工事と条件が変わったのかどうかを確認したい。条件が変わったのであればその理由、特に施工実績の条件変更はあったのか、あれば、誰がなぜ変更したのかとの質疑に、執行部より、令和2年度の3号棟、3年度の7号棟、5年度の6号棟、今回の5号棟の工事は施工実績として、設計額の6割を施工実績の要件として設定しています。本来であれば、設計額と同等の施工実績を条件としたいところですが、同額となると、施工実績以上の工事が受注できないということになり、業者の成長ができませんので、設計額の6割としています。それ以前の工事では、設計額の5割を施工実績の要件としていましたが、県や他の自治体では、施工実績を設計額の6割から8割に設定されており、令和2年度から設計額の6割としていますとの答弁でした。

委員より、時系列として5月15日に談合情報の提供とあるが、寄せられた情報の内容はどのようなものであったのか。談合情報処理要綱の流れとして談合情報報告書を作成する手順があるが、その報告書を提示することはできるのかとの質疑に、執行部より、寄せられた情報は、談合情報処理要綱第5条第2項第2号に記載された情報に該当する内容として受け付けています。報告書には、情報提供者名が記載されているため公開できません。報告書様式の内容に従って聞き取りする中で、実名により、この業者とこの業者でJVが組まれている、この業者のJVで落札決定している、などの具体的に内容が示されたため、談合情報としているところだそうですとの答弁でした。

委員より、周辺情報の確認として、各業者から事情聴取をしていると思うが、事情聴取の中で、当該談合情報にあるような事象はなかったのかとの質疑に、執行部より、要綱に基づき聴取を実施しましたが、疑義となる事象はありませんでしたとの答弁でした。

また委員より、情報に信憑性があると判断されていることから、非公開の情報が示されているかと考えられるが、その具体的な内容を提示するべきではないのかとの質疑に、執行部より、談合情報

処理要綱第5条第2項第2号に記載された情報に該当する内容として、（二）談合の対象工事名、（ハ）落札業者の2点について情報が寄せられましたとの答弁でした。

また、委員より、談合情報処理要綱の第9条に、談合があったと認められない場合は、誓約書の提出、通知を行うとあるが、全業者から提出があったのかとの質疑に、執行部より、J Vの構成員6者全業者から誓約書をもらっていますとの答弁でした。

委員より、指摘されている職員について、配偶者が幹部職員との内容であるが、どのような立場からこれが特定できているのかとの質疑があり、執行部より、登記上で会社の取締役として把握をしていますとの答弁でした。

委員より、今回の最大の問題は職員の任命責任にあり、政治倫理として、町は町民から疑惑を持たれるようなことがないようにしなければいけない。国家公務員ならアウトである。国土交通省のコンプライアンスでもいろいろ書かれている。ただ、地方公務員については、その取組が全国できていないが、地方自治体によっては、町独自で職員の倫理条例をつくって、厳しくチェックをしているところもある。

例えばこの女性職員の方が、会社から、自宅を安く提供されたとか、あるいは、会社の旅行に無料で参加をしたとか、飲食接待をされたとか、倫理からすれば、そこで全部アウトである。地方公務員には、法的な条例がないからいいかとそのまま済ませてしまうのが、一番の問題だと思う。前町長の時代に、この女性職員は採用されて、そのときたぶん結婚していたと思われるが、県内でもトップクラスの業者と縁戚関係のある人を公共事業の関連の職種に採用したということ自体が問題の始まりだと思うとの質疑に、執行部より、職員採用試験については公平中立に行っています。町として、技術者が不足している、特に建築士が不足していました。当然その中で職員採用試験、競争試験を行い、一次試験は共通試験、二次試験は面接を行って、成績優秀ということで総合的に判断して、採用したということです。仮にそこに縁故関係があったとしても、それが故に、選考から漏らすということについては、公平中立という考え方からしてそぐわないと考えていますとの答弁でした。

また委員より、職員が頑張っている姿は知っているが、縁戚関係については、今度の情報紙面で初めて知ったし、一般の方からも電話があった。紙面を読む限り批判を受けても仕方がないということで、今回の件になった。町としてそういう何か決意がなければ、更に問題を広げられかねないと思う。今回の件に対してどうするか、そういった方針は、話し合っていないのかとの質疑に、執行部より、これまでも技師の配置の中でできる限りの範囲の中で対応はしてきたところです。確かに条例制定の話もあるかと思いますが、業務の中で、職員が町民から疑義に思われることはあってはならないことですので、組織の中でどういうふうな形で業務をやっていくのか、先ほどいろんな形のチェック機能を申し上げましたけれども、中身をチェックしてそういった疑義が出ないことが大事なことだと思います。建築士も増員していますので、限られた範囲の中で、住民の疑義がでないよう組織としての取組をしっかりやっていくべきだと思っていますとの答弁でした。

また意見として、談合情報に対する適切な対応を確認すべきで、確認すべき条件として、談合情

報報告書に何が記載されているか、問題の起点、ここで取り扱うべき内容を確認するために、情報提供者の部分は黒塗りにしたものを提出してもらい、それを見てから判断したらどうかと思うとの意見がございました。

また委員より、今回の談合情報を適切に対応したかどうか。職員への対応、このまま放置すれば、ずっと問題が尾を引いていくと思う。町民の疑惑を抱かせないためにきちんとした対応を求めたいと思うとの質疑に、執行部より、疑念を持たれないような対応ということですが、チェック体制が大事だと思います。いろんな外的な要因で規制をかけることも一つの方法だと思いますが、内的に組織全体としてのチェック体制、あるいは職員の意識改革、その辺をしっかりとやっていくことが大事だと思います。限られた技師ではありますが2名増となっていますので、4人の中で回していくということで、できるだけ町民に疑義がないような形の体制づくりは当然やっていくべきだと思います。

また委員より、本会議でも指摘があったが、今回、入札の参加資格の条件を全部並べていくと、町内に主たる営業所（本社を有する）という部分、本当にこのまま維持していいのかというところを考えるべきときに来ていると思う。ここに重きを置き過ぎることで、このような形になってしまうというところもあるかと思う。一つの問題提起と捉えて、やり方を少し見直すべき時期にあるのではないかなとは思いますが、このまま続けていくのか考えたほうがいいと思う。学童保育の指定管理で県内に広げた、中学校の長寿命化でも県内に広げたところで落札率が下がった、考えるべき時期かと思われるとの質疑に、執行部より、入札の要件は地元には本社があることにしています。第一義的に根底にあるのは地場企業の育成というのが一番でありまして、地域の活性化のためには、地場企業が元気を持ってやってもらうことが大事だと思っています。一般競争入札であっても、そういった条件を入れながら、一方では御指摘のように事業の規模によっては、広げることも必要だと思いますので、それは一つの検討課題だと思っています。ただ、今の考え方として、前段には地場企業をまずしっかり育成していくことが大事だと思っていますので、それを踏まえた中で入札状況の設定というのを考えてまいりますとの答弁でした。

最後に意見として、先ほど意見が出た入札条件の再検討、倫理条例を作れとまでは言わないが、職員のためにもなるので予防のための何らかの措置を前向きに検討してもらいたいとの意見がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第60号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますようお願いを申し上げ、報告を終わります。

○議長（桐原則雄） これで委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 質疑いたします。

委員長報告でかなり委員会において審議されたことがわかります。ただその中で思いますに、結局はチェック体制を強化するという締めにおいて、何ら改善策は見られてないということです。ここが一番の要点を私は思っておりまして、こういった建設あたりの工事あたりの業者とするならば少しでも儲けを高めたいので、どうにか情報を得られるものならば、それはもちろん業者に得な形で落札しようとするでしょう。悪く考えれば談合、いう形で持っていくでしょう。その時にですね、この談合の問題というのはもちろん過分に町民が税の負担を強いられるという公共性を非常に損なうものなんですね。ですから、許されないものなんです。

この今回の月刊誌ですね、あたりもよくよくまた何度も読み返してみました。またよく調べてあります。ただこのままの今委員会に付託してまで審議したわけですが、この今の委員長報告で多くの町民の方々が納得できるかどうかということが、やはり一番の問題になってくると思うんですよね。例えば最後に執行部から答弁をもらった地場企業育成、地場企業育成は大切だとわかっておりますが、負担は嫌なんですよ。やっぱり適正な値段で落札をしてもらいたい。そしてまた適正な競争をしていただきたい。今回の情報でよりますれば、その中には当て馬と書いてありますけれども、落札のJVのジョイントベンチャー企業と落札できなかった業者という頭文字だけ載ってますけれども、合っています。これはですね、詳しい人から聞いたんですけれども、JV届、ジョイントベンチャーをするにあたって、どこと組んでこういった形で組みたいと思いますという、これでよろしいかという伺いを役場側に提出するわけですよ。そのところを聞かれなかったのかなというのが一つありまして、そこで相手の業者とかそういったものがそこで一つの情報が生まれますよね。その情報というのがどんな形で扱われているのかなという疑義が出てきます。

そこでJV組んだ2団体がわかれば、これは交渉の場につけるわけですよ。ですから、絶対に漏らしてはいけない最初の関門です。私は今までも地場企業育成は大前提だけれども、適正な競争が求められるとあって、うじうじくちく今までずっと言ってきました。なぜかというならば、証拠は見たわけではないからですよ。ですから、ずっと私は執行部に対してそれ言ってきました。1者落札なんか絶対だめだぞというようなことを言ってきました。1者落札というのも一緒ですもんね。そういったことが、本当ならば。ただ我々はその証拠を何か掴んでいるわけではないけれども、この月刊誌の内容というのをよくよく読んでみれば、ごもつともな点があるんで、委員長にお聞きしたいのが今の情報の流れ、まずそういった積算というのが、そういった関係者の職員との間で漏れる可能性があるというこの情報の秘匿性というか、これは確保できているのかなと。JV届にしてもきちんと守られているのか。例えばその届出が出て、それを見ることができるのは、総務部長、執行部長が目を通すだけで他の人はその封筒を開けることができないとか。いろいろそういったところがなければならぬ。そしてまたこういった情報が寄せられるということは、今後もチェック体制を強化するというだけでは、またこれこういった情報が寄せられてくるのではないかなと思います。信用の問題になってきますので、これは町長がなられた当時からPDCAということを言われましたよね。PDCAのAは更なる良い形の構築をやっていかなといかんわけですよ。より良きものに進化させんといかんというPDCAのサイクルが本当です。ただ、そのPDCAを例えば

プランとかチェックとかそういったものではないんですよ。より良きものにできるかどうかが問題でありますので、誠に申し訳ございませんが、何か進化がみられないかなと。このままだったならば、今までのやり方というのは全くそのまま、情報の扱い方も全くそのままではないかなと思われるので、その点について意見がどういった形で出たのかなと思います。質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） 永田議員の質疑にお答えいたします。

最初、今回の常任委員会に付託をして、審議をしたわけですけど入札方法に改善点があったかと言われれば、確かにそれは確かな改善というのは得られませんでした。しかし、今回委員会に付託されましたことは、あけぼの団地の入札結果を認めるかどうか、賛成か反対か最終的に問わなくちゃなりませんので、結果的には全員賛成で談合の確たる証拠等は見られなかったということで全員賛成されたものと思っております。

そもそもこの委員会の付託を提案したときに、二つの問題を提起をいたしました。その二つの問題は一つは町の職員、1級建築士の方が入札参加業者の親戚に本当にあたるのかどうかというのを確認し、そのことは執行部の答弁によって確認できたところであります。そのままでいいのかどうかということも委員会の中で問われました。今のところ建築士が4名に増員をして、直接当たらないようなことはこれからもやっていくという答弁がありました。

それから、質疑の中でいわゆる官製談合防止ですね、この点についても質疑があったわけですけど、そもそもこの談合情報が役場に寄せられたということですけど、いわゆる月刊誌の情報はその時点では月刊誌はなかったわけですね。役場に寄せられた談合情報は確認できたことは、あけぼの団地の入札があるということと、そこに入札に参加するJVが2者あると。どのJVが落札をするだろう。そういう情報が役場のほうに寄せられたというのが事実であります。町としては、談合情報の処理要綱、これに照らしてこれを受け付けるということとされたことは我々も確認をしたところです。一方で談合情報を誰が提供したかということは、情報提供者の秘密を守る点からも公開はできないというのは委員会の中でも納得をせざるを得ない状況であったということでもあります。

以上、答えになったかどうかわかりませんが、答弁いたします。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。討論はありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 反対の立場で討論いたします。

正しく、今委員長が言われましたとおり付託された案件というものは、その原因究明とかそういったものではなく、結果として、そういった工事を行っていいか。この金額でという形ですね。しかしながら、こういったときにはですね、私はいつも基礎基本にかえて、一町民ならばという視

点を持ちます。ここが非常に大切で今までのやり取りでこれを多くの町民の方、全ての町民の方が見られたほうが一番いいんですけれども、その時に、納得いかれたかなと思ったときに、恐らく半数以上、ほとんどの人がですね、これには納得しないと思いますよ。この月刊誌を発行元に言って、皆さんに公表してそしてこういったやり取りがあったと言われたときにどうでしょう、その時にこの議会も本当に監視・監督、批判・牽制というそういったものをきちんと行ったのかなという、議会そのものも疑われると私はそういうふうに考えます。折しも今鹿児島県警問題になってますよね。今年何件も逮捕者まで出たと。それこそそういったことがこの町で起こってはならないという思いからこれは反対の討論をすべきだと私は踏んだんです。結局は、公安委員会とか乗り出してきて、組織風土です。確かこの組織ぐるみでそういったことが行われているのではないかという月刊誌の指摘だったですもんね。正しくこの鹿児島県警、今問題になってます。今日もテレビで言っていました。この中で公安委員長ですか、言われたのが組織風土に踏み込んだ原因分析と対策を検討していくというふうな組織風土まで言われましたね。結局そういった不祥事が二度と起こらないようにこういった形で組織の改革をより良い方向に進めていくのかという形です。そしてまた情報のきちんとした流れ、J V届からいろんな内容がその月刊誌には書かれておりますが、情報管理の仕方というのが非常にまずいと私は思っております。結局漏れているのではないかなというのはこれはやっぱり感じます。この曖昧なまま、何かブラックボックスで包んだような審議はしてはならないと。もし、私が業者だったならば少しでも高くとりたいと思うと思います。これは化かし合いなんですね。この町側の能力と業者側の能力のせめぎ合いと私はこういったものは考えるんですよ。犯罪として考えるわけではありません。その中で、やはりどこに隙を出したほうが負けだと私はこういったものは考えますんで、やっぱりこの点を考えますれば、改善策、最低でもここまで叩かれるのならば、改善策一つも出せない、チェック体制の強化、それってあれでしょう。自己満足の話じゃないですか。自分たちでチェックしましたとか言われたってそれはチェックにならないですよ。やっぱりそういったことを組織改革を行って、こういった情報の厳格なる管理を行って漏れないようにして、町民の税金を多く必要以上に出さないように努めますというのが町長の役割であり、我々の監視・監督のこの議会の責務だと考えますので、この件につきましては、反対の立場を表明いたします。あくまでも町民の視線で私は討論しますんで、議員さまさまみたいな形は一切持っておりませんので、一町民になって考えたときに反対すべきだと。最低でも改善策を出して、そしてから再構築をしていくべきだと私は考えます。皆様方の御賛同のほどよろしくお願い申し上げます。反対でございます。

○議 長（桐原則雄） ほかに討論ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 私は賛成の立場から討論を行います。

先ほど反対討論がございまして、確かに一理ある討論だと思います。しかし、議会としてですね、どうしたら改善ができるかどうかは、これからの議会の在り方として取り組むべき問題だと思います。

今回の件で言いますと、国のほうで官製談合防止法という法律が制定されております。この官製談合防止の一番の原因は、予定価格が秘密になっている。そういう公共工事が、特に国の大型工事では予定価格が秘密ですので、その価格を何としても手に入れたいということで、例えば国土交通省あたりでは、もとＯＢとの付き合いは一切まかりならんとか、一緒にゴルフなどやってはいけないという非常に厳しいコンプライアンスが設定されておりますが、残念ながら地方公務員にはそれが設定がなされていないということでもあります。要するに法の不備だと思うわけですが、しかし現段階では、致し方ないと。法がないわけですから。大津町においては予定価格が事前に公表されております。談合で一番問題なのはこの予定価格がわかるかどうかということで、大津町のこれまで途中から予定価格の事前公表というふうに切り替えたわけでありまして。私はこれ自体はそう悪いことではないと思うんですよね。予定価格を秘密にして、その秘密を得るためにいろんな談合が行われて、不正が行われるという原因になりかねない。しかし、御指摘があったように価格の高止まりということも心配され得ます。その点については、委員会の中でも現在のこの町に本社がある業者ということで、条件を付けた一般競争入札というのがこのままでいいのかどうか。ここは改善の余地があるかと思います。しかし、現段階では、これまでのあけぼの団地の改修工事は、５件か６件連続して行われておりますので、現時点で今回の入札で違法な行いが行われたという証拠は我々も得ることができませんでした。団地の改修を入居者の皆さんも待ち望まれております。確たる証拠がない限り今回の入札を違法とするわけにもいきません。そういう意味で確かに思いはございますが、改善することはこれからの議会にかかっていると思います。そして同時に今回の入札については、賛成をして一刻も早く適正な工事が行われる。そのことを願って賛成討論としたいと思えます。

○議 長（桐原則雄） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第６０号、あけぼの団地５号棟改修工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、議案第６０号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第５ 議案第６２号から日程第６ 議案第６３号まで

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄） 日程第5 議案第62号、控訴の提起についてから日程第6 議案第63号、令和6年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてまでの2件を一括して議題とします。

お諮りします。議案第62号から議案第63号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号から議案第63号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆様、こんにちは。今回の臨時会に提案しました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第62号「控訴の提起について」は、個人情報の存否応答拒否処分取消等請求事件について、控訴を提起しようとするものであり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第63号「令和6年度大津町一般会計補正予算（第3号）について」ですが、今回の補正は、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億122万7千円を追加し、予算の総額を195億7千17万円とするものです。

歳入では、国庫支出金438万7千円を減額し、県支出金5億561万4千円を増額するものです。

歳出では、農林水産業費5億561万4千円を増額し、民生費395万7千円、予備費43万円をそれぞれ減額するものです。

議案第63号については、補正予算ですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、所管部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） こんにちは。私からは、「議案第62号、控訴の提起について」を説明させていただきます。

議案集の3ページから4ページ、説明資料集は6ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、議案集3ページに記載のとおり、「個人情報存否応答拒否処分取消等請求事件」について控訴を提起しようとするものでございます。

具体的には、第一審で町の主張は認められませんでした。が、裁判所による法解釈に疑義があること、更にはそのまま判決が確定することで今後の町の個人情報の取扱いや児童福祉の取組に支障をきたす恐れがあるため、そして何より大津町として子どもを守るために控訴を提起しようとするものでございます。

議案集 4 ページをお願いいたします。

まず、「1. 第一審の事件名」及び「2. 第一審の当事者」は記載のとおりでございます。

次に、「3. 第一審事件の概要」でございますが、原告である父親が、就学前の子どもの在籍する園での指導要録の開示請求を行いました。指導要録には、在籍園の名称のほか、現住所等も記載されています。開示請求時の母子の境遇を踏まえ、町は、不開示とする和在籍園自体が分かてしまい、子どもの生命や生活等を害するおそれがあると判断し、当該個人情報の存否そのものを回答しないと決定したところでございます。これに対し父親が処分の取り消しと当該個人情報の開示決定の義務付けを求め、令和 5 年 8 月 2 9 日、町を被告として訴訟を提起しました。

なお、第一審の主な争点や検討すべき論点は、説明資料集 6 ページの「2. 第一審の主な争点等」に記載のとおりでございます。

次に、「4. 第一審判決の概要」でございます。今年 6 月 1 7 日に熊本地方裁判所から判決の言い渡しがありました。主文は、記載のとおり 3 点です。

判決に至る裁判所の具体的な判断基準とそのあてはめにつきましては、説明資料集 6 ページの「3 裁判所の判断（概要）」に記載のとおりでございます。要約すると、口頭弁論終結時、つまり今年の 4 月 8 日までに提出されたすべての資料を基に、昨年 8 月に町が決定した存否応答拒否処分の違法性を判断するという基準が出され、その結果、客観的に見れば、父親による子どもの生命、健康、生活又は財産を害する恐れはなかったとして、個人情報保護法第 7 8 条第 1 項第 1 号の不開示情報に該当せず、町の処分は違法との判決となりました。

これに対する町の控訴理由は説明資料集 6 ページに記載のとおりでございます。

裁判所の判断のとおり、今回の判決を受け入れ、子どもの情報を開示する場合、母子への保護措置が講じられている中での情報開示となるため、児童福祉の根幹である、子どもの生命・生活の安全確保という使命を担う町の責任が問われることとなります。

更に、8 月の時点では入手しえない処分後の情報によって、違法性を判断されるとなると、今回のように、8 月時点での町の判断に対する注意義務違反はなかったと評価される一方で、後日の事情で違法性があつたとなり、行政処分の安定性は損なわれると言えます。

以上のことから、今回、町としては控訴する判断に至りました。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、こんにちは。議案第 6 3 号の「令和 6 年度大津町一般会計補正予算（第 3 号）」について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、対象件数の精査に伴います、定額減税補足給付金それから非課税化等世帯給付金

に係る事業費関連、また、個人情報情報の存否応答拒否処分取消等請求事件に係る控訴の提起に関する代理人委託料、更には、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金の３点になります。

補正予算書の１ページをお願いいたします。併せて別紙補正予算の概要を御参照いただきたいと思います。

第１条で、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ５億１２２万７千円を追加し、予算の総額を１９５億７千１７万円とするものです。

第２条で、債務負担行為の追加を「第２表債務負担行為補正」のとおりとしております。

７ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正になります。今回の追加は、控訴審に関します代理人委託に要する費用に関するものになりまして、債務負担行為の期間、それから限度額については、記載のとおりでございます。

それでは歳出から御説明をいたします。

１２ページをお願いいたします。

款３、項１、目１社会福祉総務費は、定額減税補足給付金それから非課税化等世帯給付金に係る事業費を計上しております。

節１０需要費それから節１１役務費で事務費関連を、節１９扶助費で、対象件数等の精査に伴います定額減税補足給付費の減額それから２２０世帯分の非課税化等世帯給付金と７０人分の子ども加算金を計上いたしております。

項２、目１児童福祉総務費、節１２委託料は、個人情報情報の存否応答拒否処分取消等請求事件に係る代理人の委託料になります。

１３ページをお願いいたします。

款６、項１、目４畜産業費、節１８負担金、補助及び交付金では、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金で、生産基盤の強化、収益力向上に取り組む畜産クラスター協議会に補助するものになります。

款１３予備費で、所用の財源を調整いたしております。

次に、歳入を御説明いたします。

１１ページをお願いいたします。

款１５、項２、目５総務費国庫補助金は、歳出のところで説明いたしました、定額減税補足給付金に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減額補正となります。

款１６、項２、目４農林水産業費県補助金は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金になります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） これで提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 議案第62号について質疑いたします。

全員協議会でいろいろ説明を受けましたが、今回43万円、代理人の費用としてあがってきております。債務負担行為補正におきまして、訴訟が完結するまでの間と書いてあります。ということは、地裁で違法判決が出て控訴をしますよと。その後裁判所に行って、そのあとそれでももし判断が覆されることがないならば上告という形で、そして最高裁判所にいくかと思えます。この時間と経費というのはものすごく大きいもので、こういったものが今後多発する可能性さえあります。

しかも、この説明資料、今日配布のやつですね。この2ページ、説明も受けましたが、2ページの真ん中から下の4の2ですね、家庭裁判所調査官の調査、令和6年11月実施、父子関係は良好であるという形で、以上から父はこの居場所情報を取得した後もこの生活に悪影響を及ぼすような事態を生じていないとあります。ということはですね、結局その判決がなされて、その後も何ら異常は起きていないということでありまして、これに対してまた町が控訴するのであるならば、これって子ども主体に考えたときにはもうすでに終わった感があって、これってメンツの問題ではないかなと。司法判断が正しいのか、我々の行動。だから町の行動は悪い行動ではないんですよ、町の判断としてはですね。しかし、その裁判では負けてしまいました。敗訴しましたが、子どもたちはその後、失礼、子どもは家庭裁判所調査官の調査においては、異常と認められていない。現在進行形で良好な、良好かどうかわかりませんが異常な状況には至っていないということで、この後債務負担行為にありますように訴訟が完結するまでこれって幾らいったいかかるのかなと。きちんとその親子関係がなされたならばこれで終わりにして、悪いのかなというふうな単なる疑義ですね。ここに経費をかけて時間をかけるのは得策かなというふうに考えますがこの点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） まず最初の幾らかかるかについては、現在控訴した場合の金額だけ上程しているところでございますので、それ以上の金額につきましては、現在わかりかねるところでございます。

また、親子関係が家庭裁判所の調査によって良好ということであったということでございますが、こちらの内容につきましても黒塗りの中の一部を切り取った内容であること。そして先ほど申し上げましたように、子どもと父子関係、子どもの影響は父子関係だけではなく家庭全体ではかるものであること。そういったことから考えまして、親子関係についての子どもの環境も含めた子どもの心身についても含めて考えますと、良好だったと言えるかということは町としては、疑義があるところでございます。

また今回争点でございますのは、8月の時点で町のほうが対応しました存否応答拒否というところについてでございますが、こちらについても出した当時については、注意力が不足しているとは言えないということではありますが、その後遡って違反ということで判決がっておりますので、こちらについては町としては納得いかないうところでございます。更に今後このような事案が今からあった場合に、町としての判断を示すのにも、やはり町としましては子どもを守る立場から、今後同

じことがあった場合は、同じような判断をせざるを得ないと思っております。そういう点につきましてもやはり町としては、控訴することを考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

今日配付された2ページ目ですよ、問題は。ここで先ほども言いましたが、家庭裁判所調査官の調査ですよ、この人は無意味っていうことになりますよね。調査官というのは、あらゆることを想定して調査するのではないのでしょうか。ここですよ。ただ見について良好だなんていうぐらいのもんですか。ここは、私もこの調査どれだけの調べ方をするのかわからない。ただそれプラス、控訴して最高裁判所に行きましたと。その後もずっと続いた時の相手方の父親とか良好な関係を保っていたにも関わらず町がいろんなことを言うてくるとか、そういった感じで逆に損なわれるということも考えられませんか。本当御夫婦とか家庭の中というのはわからないんで、それを行政がどこまで詮索するのかというような、それこそですね、個人情報とか家庭情報ですよ。そういったものを先ほども言いましたが、言葉当てはまるかどうかわかりませんが、感情論的になっているような。これって町民に徳になりますかね。そこは問題、無駄な経費に僕は思うんですよ。これっですでに、きちんと親子関係、父子関係はきちんとなったと判断されて、これ去年の11月ですよね言うならば。それから随分時間がたってます。現在はこうなっているんでしょうか。現在もおかしな状況だというのなら納得します。ただ今どうなったかわからないとかいう答えが返ってきたら、これ投げやりで無責任ですよ。今現在どうなってますか。質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 議員の質問にお答えいたします。

現状把握はしておりますが、お答えをしかねるところでございます。ただ状況についてはお答えしかねるところでございますが、今回の控訴の本題は、やはり8月の裁判時の町の行政処分についてが一番のものでございますので、まずそちらの控訴について、町が違反とされたところについての疑義についてしっかり控訴していくということが主眼だと思います。

母子については、議員がおっしゃるところもちろんあると、そういう面もあると思いますが、それも含めた上で、町としては、母子については今後しっかりみていきたいと考えているところでございます。

○議 長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

ということは、現状というのは把握されていないと考えていいんですか。きちんと把握されているんですね。だったらその状況というのを言えないというふうであるならば、全員協議会か何かでもきちんと秘匿しておくべきだというのであるならば、そういった形で説明をするべきではないんでしょうか。現在進行形でより良くなっているかもしれないわけですよ。客観的にみるならば。

あとは今後のことですけれども、そういった形で8月十何日かの時点というのは、これ言い分はわかりますって。ただこれからのその時間と経費がもったいないって言ってるんですよ。それが今いならば、だから今と今後も照らし合わせたいんです。じゃないとこの補正予算が審議に値するかどうか、審議に値しないものになってこれを反対しなければならない。曖昧な予算になってくるといふ言い分なんですよ。

だから、今後の控訴するで、これ債務負担行為の補正では訴訟が完結するまでの間としてありますので、これいつまでかわかりませんよね。これが何本も生まれてきたときには大変なことになりますよ。だから法治国家ですから、司法判断という形で線を引くというのは一つの方法ですよ。それは。そういったものをどこまで町はきちんとした判断、これはしたと思います。これを私は否定はしません。言うならばそういった保護法に基づいて、まだ安否が確実なものに本当に安全なものかどうかというものが確立されてないというのはいいんですよ、それは全然。しかし、これをずるずるといくんですかという、今後のこの先というのをある程度想定しなければなりませんので、経費の割出しというものもある程度できていると思います。今度の例えば代理人を立ててそして勝つ場合、負ける場合、これありますよね。それもある程度できていると思いますんで、勝った場合が向こうが費用はもつかもしれませんが、負けた場合というこれはわかりませんよね。一旦1回負けてるんですから。ということを考えれば、現状をきちんと我々が納得する。言うならば現状大丈夫、いや危ないんですよとか。それ大きくこの判断というのは変わるところだろうと思いますんで、その点と費用、経費がどれだけ今後かかる可能性がある。町のメンツというのはいいませんから。子どもが安全であるならばこれでいいんです。そこは我々も筋の通らないことは世の中いっぱいありますよ。ですからこういったものは容認しなきゃ。もしいい結果であるならばですよ、子どもさんが。だから母子ともにあるならば容認してもいいと私は思いますんで、再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 法制のほうがうちのほう担当してますので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず今回控訴しますのは、やはり議会の全員協議会で申し上げましたけれども、子どもを中心として考えたときに町の立つ位置、町の行政として立つ位置がございますけれども、それを今後の行政を考えたときにそれでいいのかというところの議論があって、やはり一部認めてもらった部分あるんですが、なかなか町としてもやっぱり全面的に認めてもらうということが必要ですので、そういった形で控訴をさせていただいております。

内容についてはいろんな事実確認の話もありましたが、今後の事実確認については今後の控訴に向けての中でいろいろと議論していきますけども、町の考え方として一環として二つのポイントを議会の全員協議会の中でお示ししましたので、そういった形で専門的な弁護士をつけてしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） ほかにありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 議案第63号、一般会計の補正予算についてお尋ねをいたします。

畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金いわゆる畜産クラスター事業ということで、結果的には一つの事業体に5億円の補助金が、これまでも畜産クラスター事業で町内でも補助があったのは存じておりますが、これは無条件に应じていいものかどうか非常に疑問があるんですね。さっきの酪農家に対して10億円の牛舎を建てれば5億円補助が出る。こんないい補助金があつていいねという話を確かにあつたんですが。ところがその後、酪農の牛の頭数が増えすぎて処分をしなさいと。そういう国のほうの指示が出てる。だからもう何ていうかな、無条件に賛成というわけにはどうも納得できないと思うんですよね。町のほうでも国が補助金を付けてくれたから無条件に、はいそうですかありがたいことです、こういう予算を認めたのかどうかお尋ねをしたいんです。

先ほど全協でもちらっと話がありましたが、この推進協議会のメンバーですね。本来であれば断りがありましたけど、文章でどういう事業者がこの協議会に入ってるのかははっきりさせなくちゃいかんと思うんですよ。例えば今回は豚ですね。しかし、養豚業もどんどん頭数を増やしていけば競争、あまり増やしすぎて困るという自体も起こりかねないということです。さきの酪農では牛乳の価格がどんどん下がって10億円の事業で5億円もらったからいいなと思ったら、残り5億円を返していく算段ができなくなってしまう業者もいるわけです。そういうことまでちゃんと検討なされているのかどうか。ちょっと協議会のメンバーとそもそものこの畜産クラスター事業が妥当性があるのか、検討がなされたのかお尋ねをします。

○議長（桐原則雄） 白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範） 質疑にお答えいたします。

今回の事業費かなりの11億円ということで、これも国の事業を活用して2分の1の補助金ということでございまして、町のほうも検討、一緒にチームを作りまして、今現在の養豚の経営の状況、これがどういった状況なのか。それからこの将来的なもの、この11億円を投資して養豚経営をやっていく将来的なものの収支計画、これも必要になってきますので、その辺は県と一緒にもちろん国もですけれども、しっかり計画書を確認をしているような状況でございます。

またこの11億円の半分は国費ですけれども、その半分は全額融資を受けられるというようなことございまして、金融機関のほうも一応4者ですけれども、審査の上決定されたというような状況でもございます。このあともこの経営状況につきましては、5年間は必ず後追いで状況確認をやるということで目標年度を5年間定められて、その期間は目標を達成するまで5年で達成できなかった場合は、その後もしっかりと県と一緒にですね、そういった経営的なものも支援を行っていくというような、そういったチームでそういった支援をやっていくような事業ということで、クラスター事業というようなことでこれを活用されたということで、もう一つの御質問のクラスター協議会のメンバー的なもの。一応9社ございますけれども、基本的に事業主体で今回作られるのは今回コーシンさん、養豚農家でございますけれども、それ以外に中心的な経営体としては、ファームサービスさんとか相良ポトリさん、この辺につきましては、一緒に畜産と一緒にやっていきたい

というような企業でございます。それから、販売の業者ということで阿蘇グリーン農園さん、これは豚肉を販売するという業者でございます。それから飼料のほうは九州昭和産業さんということでこれも豚の餌を提供していく会社でございます。あと西日本産業さん、あとお茶の富澤グループさん、それから吉良食品さんあたりは提携農家ということで、堆肥豚舎で出た堆肥を使うような連携の農家ということで、一応9社ということで、申し訳ございません、説明資料にそういった業者のメンバーを載せていなかった。申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） うまくいけばいいとは思いますが、うまくいかなかった場合が、提携事業者全部が責任を取るのかなというのが、どうも納得できないですね。それは国が出す金だからありがたく黙って受け取れということなのかもしれませんが、コーシンさんが主体であるわけですが、本社は菊陽にあるんですかね。であるならばこういうものは本社が全ての経営の責任を持ってるわけですから、本来本社のところに補助金を持っていくべきものではないんですかね。ここだけの問題じゃないでしょ。よそが例えば本社の本体のほうが赤字になって、ここだけ生き残るわけではないわけですから、どうもそのところが国から補助金を出すからありがたく受け取れというようなふうにしかなども受け取れないんですけど、なぜ本社に補助金がいかないのか。理由説明を求めたいと思います。

○議長（桐原則雄） 白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範） 再質疑にお答えいたします。

今回のコーシンさんは、今回規模拡大をしたいというふうなことで本社は菊陽町にございます。それから豚舎のほうは合志市にもあるということで、今回は杉水のほうに作られたのが以前から20年前ぐらいから、堆肥舎そこにお持ちということで、今回その横に豚舎を造るというようなことでございますので、そういった堆肥舎との連携的なものも利便性的にはいいということでその場所を選ばれたというようなことでございまして。経営的なものは本社のほうで今回の増築の部分も一体的にされていくというようなことで聞いております。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） すみません、聞き方が悪かったかもしれませんが、コーシンさんに5億円の補助金が渡るわけですから、本社の菊陽町の久保田にある本社に補助金はいくべきではないですかということなんですが。なぜ大津にくるんだと。何らかのわけがあるんですか。

○議長（桐原則雄） 白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範） すみません、申し訳ございませんでした。

一応この補助金は属地主義ということで、必ずその事業する属地の市町村の予算を通るというようなことになっておりますので、要綱上がそういった形になっておりますので、今回大津町の予算をお願いしたというような状況でございます。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第62号、控訴の提起についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第62号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号、令和6年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第63号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。令和6年第4回大津町議会臨時会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

午後3時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年6月27日

大津町議会議長 桐 原 則 雄

大津町議会議員 田 代 元 気

大津町議会議員 時 松 智 弘